

社会福祉法人 南伊勢町社会福祉協議会 役員等の報酬等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人南伊勢町社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第25条の規定に基づき、役員等の報酬等に関し必要な事項を定めるものである。

(役員等)

第2条 この規程において、役員等とは、理事及び監事をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員等には、勤務形態に応じて次の通り報酬等を支給する。

- (1) 会長については、報酬を支給する。
- (2) 非常勤役員等については、法人業務を行う場合に別表1の通りの報酬を支給する。また交通費の実費については、旅費規程に基づき、旅費を支払うことができる。

(報酬の算定方法)

第4条 会長に対する報酬の額は、別表2に定める額とする。

- 2 会長が職務のため出張したときは、別に定める旅費規程に基づき、旅費を支給する。

(報酬の支給方法)

第5条 会長に対する報酬の支給時期は、毎月21日とする。ただし、その日が休日にあたるときは、職員給与規程第4条に準じた日とする。

- 2 報酬は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。
- 3 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。
- 4 在任期間が1ヶ月に満たない場合は、在任期間に応じて支給する。
- 5 非常勤役員等の報酬については、執務日数に応じ支給する。

(公 表)

第6条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改 廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補 則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成29年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成30年 4月 1日から改正する。

別表1 非常勤役員等の報酬

日額 3, 000円

日額 3, 000円（監事が監査を行う場合）

別表2 会長の報酬

月額 40, 000円